第7回 糸 魚 川 市 教 育 委 員 会 定 例 会 会 議 録

1 日時 令和2年3月25日(水) 14時00分から

2 会場 糸魚川市役所 4階 庁議室

3 出席委員 教育長 井川 賢一

委員永野 雅美委員靍本 修一委員谷口 一之

委員 塚田 京子

4 欠席委員 なし

5 委員以外の出席者

教育次長 磯野 茂

こども課 課長 磯野 豊 課長補佐 室橋 淳次

係 長 田代 正人

こども教育課 課 長 泉 豊 参 事 冨永 浩文

課長補佐 松村 伸一

生涯学習課 課 長 小島 治夫 課長補佐 磯貝 恭子

文化振興課 課 長 伊藤章一郎 課長補佐 伊藤 伸一

博物館 館 長 竹之内 耕

市民会館 館長補佐 猪股 和之

書記 こども課主査 佐藤 恵美

6 報 告

報告第 9号 令和2年度糸魚川市子ども教育実践上の努力点の策定

について

報告第 10号 令和元年度全国標準学力検査(NRT)の結果と今後

の課題について

報告第 11号 令和元年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結

果について

報告第 12号 令和元年度小学校・中学校 h y p e r - QU (よりよ

い学校生活と友達づくりのためのアンケート)の結果

について

報告第 13 号 各課・機関所管事項について

7 付議案件

- 議案第 13 号 専決処分の報告について 糸魚川市立学校の学校薬剤師の委嘱の一部変更について
- 議案第 14号 糸魚川市教育相談センター条例施行規則の一部改正につい て
- 議案第 15号 糸魚川市地域学校協働活動推進員設置要綱の制定について
- 議案第 16 号 糸魚川市就学援助事業実施要綱の一部改正について
- 議案第 17号 糸魚川フォッサマグナミュージアム化石採集体験場利用 要綱の一部改正について
- 議案第 18号 糸魚川市教育研修センター所長の任命について
- 議案第 19号 糸魚川市立学校の学校医の委嘱について
- 議案第 20号 糸魚川市立保育園の嘱託医の委嘱について
- 議案第 21号 糸魚川市立幼稚園の学校医の委嘱について
- 議案第 22号 史跡長者ケ原遺跡発掘調査整理指導委員会委員の委嘱に ついて
- 議案第 23号 糸魚川市立学校における教職員の勤務時間の上限に関する方針の制定について
- 議案第 24号 糸魚川市小滝川硬玉産地保存整備計画策定委員会設置要 綱の廃止について
- 議案第 25号 糸魚川市史跡相馬御風宅修理復元基本計画策定委員会設 置要綱の廃止について
- 議案第 26 号 糸魚川市名勝おくのほそ道の風景地親しらず整備基本計画策定委員会設置要綱の廃止について

- 8 会議録署名委員の指名 4番 塚田委員
- 9 傍聴者 3人

教育長

これより第7回教育委員会定例会を開会する。

教育長

報告第9号令和2年度糸魚川市子ども教育実践上の努力点の策定について、事務局の説明を求める。

こども教育課参事 教育長 靍本委員 (資料に基づいて説明)

今ほどの説明について、ご質疑はないか。

評価に基づき次年度の教育実践上の努力点を焦点化し、糸魚川市の教育の取組指針を見直し、改定され大変うれしい。糸魚川市の一貫教育がこのようなステップで進めていることがよくわかる。しかし、駅北大火から重点的に積みあげてきた防災教育や安全教育の部分が欠落している。大火を忘れず、危機意識を備え、学校の防災教育や安全教育の部分をどう補填するのか。

もう1点は、学力の「学びを支える基礎学力の定着」の部分で、昨年度は「授業改善チェックリストによる授業改善」を意識した授業実施が明確であったが、今年度は「『義務教育9年間』を意識し、今何を大切にするかを明確にした指導方法に改善する。」となっており、非常に抽象的で授業現場に直結しないことを危惧する。これまで教育委員会で指導してきた「授業改善チェックリスト」を明確にしておかなければ、分からなくなってしまう。教育は積み上げが大事であるため、徹底的に継続してほしい。

こども教育課参事

指摘のとおり、具体的な文言は省略されている。子ども一貫教育基本計画の中にも、防災教育が盛り込まれ、これを活用しながら現場に根付かせ、継続をしていきたい。また、「授業改善チェックリスト」もさらに定着するよう指導する。

塚田委員 こども教育課参事 これは、どのような方々に向けた資料であるか。

保育園、幼稚園、学校関係の教職員に配付している。また、市民に もホームページで公開している。

永野委員

0歳から18歳までの学びのステップや、糸魚川市の教育の特徴が表現され、とてもよくまとまっているが、授業改善チェックリストについて、活用されているか不安である。今後も指導をお願いしたい。

教育長

ほかにご質疑はないか。

委員

(「なし」の声あり。)

教育長

報告第10号令和元年度全国標準学力検査(NRT)の結果と今後の

課題について、事務局の説明を求める。

(資料に基づいて説明)

今ほどの説明について、ご質疑はないか。

今回の結果から、隂山メソッドの効果をどのように分析するか。

陰山メソッドは、集中力と意欲を高め、それを日常的な授業の中に 転化させていくことが大事である。陰山メソッドの取組と、授業改善 に力を注ぐ体制づくりをし、今後、学力も数値として伸びると考える。

先日の総合教育会議で、学力向上の根底には、生活リズムやメディアコントロールがあり、学校だけでなく、家庭で生活リズム、食育、 睡眠等を改善しない限り、理想の姿にならないといった意見があった。

今回の臨時休校もかなり影響している。今後は、低年齢からの生活 リズムやメディア依存の克服に、より力を入れ、全体の指導に合わせ、 個別に心配な家庭や子どもたちに寄り添う指導や支援が必要である。

その子に合った個別の指導を充実していくべきである。その子に合った課題や、与え方を保護者と連携していかなくてはならない。学校だけの取組では限界があるため、食育も含め、家庭での生活リズムの重要性を保護者に訴える必要がある。

ている学校や努力しているが数値に出ていない学校もある。学校の実態に応じ、支援や指導等のサポート体制をとり、教育委員会も一緒になり、学力向上をサポートしてほしい。 陰山メソッドに取り組む中で、今回、小学校でのマイナスポイント

資料の数値は糸魚川市全体であり、学校別に見れば、効果が上がっ

[展田メソッドに取り組む中で、今回、小字校でのマイナスポイントは、とてもショックである。取組に学校差があるため、足並みを揃えてほしい。また、メディア依存の低年齢化が、学力の伸びに表れている。メディアとの関係や生活リズムに対し、家庭との丁寧な連携が必要である。

学校間の学力差は、教員の年齢差や経験年数など、子どもたちが置かれている状況も関わっている。隂山メソッドに力を入れていても、それが日常の授業とうまく連動せず、結果に表れていない学校もある。隂山メソッドの効果を授業に結びつける方法を検証しながら、結果の出ている学校の授業を積極的に活用していきたい。

隂山メソッドのベースに生活リズムがある。生活リズム改善に取り 組む中での結果である。取組当初に比べ、親世代もインターネット社 会で育ち、今までどおりのやり方では変わらない。再度、取組の方向 性を定め、しっかり家庭に浸透させたい。

ほかにご質疑はないか。

(「なし」の声あり。)

報告第11号令和元年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果 について、事務局の説明を求める。

こども教育課参事 教育長

塚田委員

こども教育課参事

靍本委員

こども教育課参事

谷口委員

靍本委員

永野委員

こども教育課参事

教育長

教育長

委員

教育長

こども教育課参事 教育長 靍本委員 (資料に基づいて説明)

今ほどの説明について、ご質疑はないか。

運動評価は、非常に高い。子どもたちを伸ばす、学力を向上させるには、健やかな体が大きな柱となる。体育の授業だけでなく、放課後活動や、全校での縄跳大会、球技大会で気分を高める働きかけをするなど、工夫をして運動量を確保してほしい。中学校は、運動部と文化部で二極化するため、体育の授業を中心に、その季節に応じた授業メニューを工夫し、運動量を確保してほしい。また、肥満傾向の子どもは苦手から運動嫌いになっていく。養護教諭を中心に、健康教育の個別指導も積極的に行ってほしい。

教育長

報告第12号令和元年度小学校・中学校 h y p e r -QU (よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート) の結果について、事務局の説明を求める。

こども教育課参事 教育長

(資料に基づいて説明)

塚田委員

今ほどの説明について、ご質疑はないか。

こども教育課参事

このアンケートは記名式であるか。また、生徒との個別面談の時期はいつか。

塚田委員

アンケートは記名式で行い、児童生徒との面談や、保護者と面談する際に参考にしている。面談時期は、小学校で2学期の終わり頃に行っている。

全体的に満足度が高いが、20%近くは満足していない。調査を活用 し、子どもたちが気持ちよく学校に通えるよう努力してほしい。

谷口委員

質問内容により、担任は回答が本心であるかを確認しながら、きめ 細かな対応をお願いしたい。

靍本委員

中学生の結果で不満足群に属する生徒が多い。生徒の内情を理解する大事な資料として、結果を丁寧にくみ上げ、手厚く関わってほしい。

こども教育課参事

hyper-QUは年2回だが、学校では生徒指導や教育相談を行い、学期や月毎に生活アンケートを利用し、定期的に子どもたちの心の揺れを見つけるよう努力している。情報も共有し、進級時にも引き継がれる。今後も子どもたちの心の理解と生徒指導を徹底していきたい。

教育長

報告第13号各課・機関所管事項について、事務局の説明を求める。 (資料に基づいて説明)

こども課 所管事項報告 こども教育課 所管事項報告 生涯学習課 所管事項報告

文化振興課 所管事項報告

図書館 所管事項報告

博物館 所管事項報告

市民会館 所管事項報告

教育長

靍本委員

今ほどの説明について、ご質疑はないか。

新型コロナウイルス感染防止のため、市民向けの各連続講座が途中で中止となるが、内容の漏れ落ちや、講座の趣旨が一貫しない部分が生じる。延期とするか、どんな方法でそれに対応するか。

もう1点は、中止の判断は、実施日のどれくらい前に判断するのか。 興味や関心を持ち、それに該当する人たちに影響を与える。教育委員 会で基準があれば教えてほしい。

こども課長

健診や親子講座については、乳幼児対象の事業も多く、人が集まることを心配する市民の声もあり、やむを得ず中止とした。担当保健師は、妊娠期から母親と繋がる体制があるため、講座の開催が困難でも、直接、連絡をとり、電話越しではあるが相談を受けている。また、子育て支援センターでも電話相談に応じているため、保護者の不安に対応はできている。

教育次長

中止の基準については、参集範囲や日程に様々な違いがあり、一律の判断基準は定めていない。市全体のイベント実施の仕方、中止や延期の判断基準は、ホームページでも掲載しているが、具体的なものではなく、参考として判断してもらっている。

永野委員

同様に市民会館ホール等の貸出の判断基準はあるのか、主催者側に 一任するのか。

文化振興課長

糸魚川市のイベント開催の判断基準は、不特定多数に食事を提供するものは原則、延期や中止としている。また、不特定多数や高齢者が参加するイベント、市外の人の参加が多いイベント、屋内で開催されるイベント、概ね100人以上の参加を見込むイベントの条件にすべて当てはまる場合に、延期または中止となっている。

糸魚川市周辺市町、例えば上越市、妙高市、白馬村、小谷村、朝日町等で、感染が発生した場合は、さらに基準は厳しくなる。

市民会館館長補佐

ホール事業の場合、開催日でなく、事前にチラシポスター等の印刷・告知やチケット販売が必要なため、主催者側の費用負担が発生する前に判断する場合もある。

塚田委員

不登校生徒の中に中学3年生が5名いるが、高校への進学や卒業後 の進路はどうなっているか。

こども教育課長

過去2年間の状況は、在家の子どもが1名、ほかは進学したと聞いている。今年度の結果も、今後になるが把握をしたい。

靍本委員

毎年、年度初めに開催される教育補助員の研修会が中止であるが、 今後、開催する予定はあるか。

こども教育課長補佐

他の会議の状況も踏まえ、中止としたが、書面等での周知も含め検討する。

靍本委員

直接、子どもたちと関わり、教育に携わる教育補助員にとって、非

常に大事な研修会である。中学校区単位で開催し、参加者を分散するなど工夫をして開催できないか。

教育長

今後の状況を見ながら、新学期に向け必要なものは、分散開催など を検討したい。

こども課管理係長

学校の調理員や管理員の研修は、通常どおり開催の主任会議等で説明し、資料を配り、伝達してもらう。また、夏にも開催を予定し、そこで必要な部分は説明する。

靍本委員

石の鑑定は、鑑定員である学芸員の負担が大きいため、鑑定数を減らし、回数も精選してきたが、前年比163%と大変人気である。今後、石のガイド試験合格者も鑑定に加わるなど工夫をして、負担を軽くする策はないか。

博物館長

特に昨年1月、2月に比べ利用者は多い。暖冬で雪がなかった影響もある。今年度の鑑定サービス利用者数は、2万2,000人程で、昨年度に比べ2,000人増えている。今後も継続したい事業であり、石のガイド等を鑑定員に加えるなど工夫をしたいが、今回実施の検定は、初級向けで、鑑定できるのが10種類程度のため、来年度以降、上級向けの講座を開き、20~30種類鑑定できるガイドを養成していきたい。

石の鑑定は市外の方も多く、現在は、新型コロナウイルス感染防止 のため、3月9日から中止している。再開は未定である。

教育長

そのほかにご質疑はないか。

委員

(「なし」の声あり。)

教育長

議案第13号専決処分の報告について、糸魚川市立学校の学校薬剤師の委嘱の一部変更について、事務局の説明を求める。

こども教育課長補佐

(資料に基づいて説明)

教育長

今ほどの説明について、ご質疑はないか。

委員

(「なし」の声あり。)

教育長

採決に入る。議案第13号について、ご異議はないか。

委員

(「異議なし」の声あり。)

教育長

異議なしと認め、承認する。

原案のとおり承認

教育長

議案第14号糸魚川市教育相談センター条例施行規則の一部改正について、事務局の説明を求める。

こども教育課長補佐 教育長 (資料に基づいて説明)

こども教育課長

若者サポートセンターの利用状況を説明してほしい。

若者サポートセンターは、糸魚川市こころの総合ケアセンターと糸 魚川地区公民館で開設している。15歳~22歳の最大で8名が利用して おり、主に引きこもり状態から脱するためのケアが成果を上げている。

教育長

今ほどの説明について、ご質疑はないか。

靍本委員

糸魚川市教育相談センター条例施行規則の第6条第2項に「社会生活に不安又は悩みをもっているもの」とあるが、心身の健康や家庭生活の不安については該当させないのか。

こども教育課長補佐

利用者は、小学校や中学校を卒業し、それ以降の高校生活等に馴染めない相談者も多い。中には家庭の事情や心身の問題を抱えている場合もあり、そのフォローも含め、相談を受けている状況である。

教育長

現状の利用は、高校生から概ね25歳の方でも、基本的に断ることはない。実態を踏まえ、必要であれば、その時点で見直し、改正をする。 ほかにご質疑はないか。

委員

(「なし」の声あり。)

教育長

採決に入る。議案第14号について、ご異議はないか。

委員

(「異議なし」の声あり。)

教育長

異議なしと認め、承認する

原案のとおり承認

教育長

議案第15号糸魚川市地域学校協働活動推進員設置要綱の制定について、事務局の説明を求める。

生涯学習課長

(資料に基づいて説明)

教育長

今ほどの説明について、ご質疑はないか。

靍本委員

社会教育法や教育基本法の改正により、このような仕組みづくりが 求められているが、内容が分かりにくい。特に学校現場で教育活動の 大事な存在とするため、説明や啓発等はどう進めていくのか。

こども教育課参事

糸魚川市では、学校教育を幅広く支援してくれる地域の助っ人である学校応援隊の活躍が定着している。地域学校協働活動に移行しても、 基本的にスタンスは変えず、今までの応援隊ととらえ、支援してもらいたい。

生涯学習課長補佐

地域学校協働推進員もコミュニティスクールの一員となり、地域でも調整できる仕組みづくりをしたいと考えている。すでに公民館と連携している学校については、設置しないところもある。その地域に合わせ、柔軟に仕組みを整え、徐々に学校と地域が連携できるよう進めていきたい。

教育長

採決に入る。議案第15号について、ご異議はないか。

委員

(「異議なし」の声あり。) 異議なしと認め、承認する。

教育長

原案のとおり承認

教育長

議案第16号糸魚川市就学援助事業要綱の一部改正について、事務局 の説明を求める。

こども教育課長補佐

(資料に基づいて説明)

教育長

今ほどの説明について、ご質疑はないか。

委員

(「なし」の声あり。)

教育長

採決に入る。議案第16号について、ご異議はないか。

委員

(「異議なし」の声あり。)

教育長

異議なしと認め、承認する。

原案のとおり承認

教育長

議案第17号糸魚川フォッサマグナミュージアム化石採集体験場利用 要綱の一部改正について、事務局の説明を求める。

文化振興課長

(資料に基づいて説明)

教育長

今ほどの説明について、ご質疑はないか。

靍本委員

これまで採石場でのトラブルや怪我はあったか。また、1回2時間 の利用時間制限の理由はあるか。

博物館長

化石採集体験は、20年以上実施し、擦り傷程度は数件発生しているが、重大なものはない。

利用時間制限の理由は、2時間あれば十分、自分の好きな化石が見つけられる平均的な時間である。

靍本委員

採掘に熱中し、2時間で足りない場合は再度申請が必要なのか。

博物館長

再度申請となるが、一般的に2時間程度で終了する方が多い。

教育長

ほかにご質疑はないか。

(「なし」の声あり。)

委員

採決に入る。議案第17号について、ご異議はないか。

教育長 委員

(「異議なし」の声あり。)

教育長

異議なしと認め、承認する。

原案のとおり承認

教育長

議案第18号糸魚川市教育研修センター所長の任命について、事務局 の説明を求める。

こども教育課長補佐

(資料に基づいて説明)

教育長

今ほどの説明について、ご質疑はないか。

委員

(「なし」の声あり。)

教育長

採決に入る。議案第18号について、ご異議はないか。

委員

(「異議なし」の声あり。)

教育長

異議なしと認め、承認する。

原案のとおり承認

教育長

議案第19号糸魚川市立学校の学校医の委嘱について、事務局の説明 を求める。

こども教育課長補佐

(資料に基づいて説明)

教育長

今ほどの説明について、ご質疑はないか。

委員

(「なし」の声あり。)

- 9 -

教育長

木のにハ

採決に入る。議案第19号について、ご異議はないか。

委員

(「異議なし」の声あり。)

教育長

異議なしと認め、承認する。

原案のとおり承認

教育長

議案第20号糸魚川市立保育園の嘱託医の委嘱について、事務局の説明を求める。

こども課長

(資料に基づいて説明)

教育長

今ほどの説明について、ご質疑はないか。

委員

(「なし」の声あり。)

教育長

採決に入る。議案第20号について、ご異議はないか。

委員

(「異議なし」の声あり。)

教育長

異議なしと認め、承認する。

原案のとおり承認

教育長

議案第21号糸魚川市幼稚園の学校医の委嘱について、事務局の説明 を求める。

こども課長

(資料に基づいて説明)

教育長

今ほどの説明について、ご質疑はないか。

委員

(「なし」の声あり。)

教育長

採決に入る。議案第21号について、ご異議はないか。

委員

(「異議なし」の声あり。)

教育長

異議なしと認め、承認する。

原案のとおり承認

教育長

議案第22号史跡長者ケ原遺跡発掘調査整理指導委員会委員の委嘱について、事務局の説明を求める。

文化振興課長

(資料に基づいて説明)

教育長

今ほどの説明について、ご質疑はないか。

委員

(「なし」の声あり。)

教育長

採決に入る。議案第22号について、ご異議はないか。

委員

(「異議なし」の声あり。)

教育長

異議なしと認め、承認する。

原案のとおり承認

教育長

議案第23号糸魚川市立学校における教職員の勤務時間の上限に関する方針の制定について、事務局の説明を求める。

こども教育課参事

(資料に基づいて説明)

教育長

今ほど説明について、ご質疑はないか。

靍本委員

業務の削減や簡素化効率化は、以前から校務支援システムを導入し、

成績処理や時数管理、週の予定等、様々な部分が校内で統一されてい る。現在のシステム等の利用状況や、上越市等近隣市と連携するなど、 課題があった場合の課題解決の方法を教えてほしい。

こども教育課参事

校務支援システムを導入してからは、効率化や共有化が図れるよう になり、事務量が軽減したと実感している。現在、糸魚川市と上越市 は異なった校務支援システムであるため、人事交流があると、システ ムに戸惑いや不慣れな部分があったが、令和2年度より、上越地域3 市で同じ校務支援システムを導入する。さらなる効率化、共有化が図 られ、業務軽減が期待できる。

谷口委員

教職員がPTA活動や様々な地域活動に参加しなければならない状 況は多くある。システム導入等で業務が軽減される部分はあるが、在 校等時間制限があっても、休日出勤をしていることも多い。学校側の 努力にも限界があるため、教育委員会も教員の書類作成の軽減を図る 等、工夫してほしい。

靍本委員

多忙化解消や働き方改革に関わる学校行事の精選や夏季休業中の無 人化等、全学校に共通するものは、教育委員会側で保護者向けの文書 を作成し、統一感を持った発信をしてほしい。

もう1点、方針中の市教育委員会の取組「勤務間インターバルにつ いての考え方の普及、導入促進」について説明してほしい。

こども教育課参事

学校差がないよう、教育委員会からも地域向けに啓発文書を出して いる。方針の策定についても、保護者へ啓発する予定である。社会情 勢に合わせ、丁寧な説明をしていきたい。

また「勤務間インターバル」は、業務量の多さから持ち帰りなど、 家に帰っても仕事から離れられない職員が多くいる。プライベート時 間を確保し、メンタルヘルスの立場から、仕事から離れる時間を大事 にする取組を推進するものである。

教育長

方針内の月45時間と年360時間は、労働基準法の第36条に定められて いる時間と合致しているが、現場ではその徹底が難しい。まずは、各 学校の教職員の月の時間外勤務数をしっかり集計し、実態をきちんと 把握したい。

靍本委員

こども教育課参事

学校へ周知後、経過を見直し、改善する見通しはどうなっているか。 校務支援システムでも、各職員の勤務時間を管理できる。常に実態 把握しながら、成果と課題を明らかにし、新たな修正や改善が必要と なれば、方針を改定をしていく。

教育長

ほかにご質疑はないか。 (「なし」の声あり)

委員

採決に入る。議案第23号について、ご異議はないか。

教育長

(「異議なし」の声あり。)

委員

異議なしと認め、承認する。

教育長

原案のとおり承認

教育長

文化振興課長

教育長

委員

教育長

委員

教育長

教育長

委員

教育長

教育長

委員

教育長

教育次長

教育長

議案第24号から第26号について、一括で事務局の説明を求める。

(資料に基づいて説明)

今ほどの説明について、ご質疑はないか。

(「なし」の声あり。)

採決に入る。議案第24号について、ご異議はないか。

(「異議なし」の声あり。)

異議なしと認め、承認する。

原案のとおり承認

議案第25号について、ご異議はないか。

(「異議なし」の声あり。)

異議なしと認め、承認する。

原案のとおり承認

議案第26号について、ご異議はないか。

(「異議なし」の声あり。)

異議なしと認め、承認する。

原案のとおり承認

次回教育委員会定例会開催日

令和2年4月27日(月)14:00より

その他 特になし

以上で第7回教育委員会定例会を閉会とする。

16:05 終了